

函館市住民監査請求取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求（以下「請求」という。）の取扱いについて、函館市監査委員条例（昭和24年函館市条例第23号）、函館市監査基準（令和2年3月16日制定）および函館市監査等実施要綱（令和2年3月16日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第2条 請求人（法第242条第1項の規定による請求人をいう。以下同じ。）は、地方自治法施行規則（昭和内務省令第29号）第13条または第17条の14に規定する様式により、函館市監査委員（以下「監査委員」という。）に請求しなければならない。

- 2 請求人は、請求書を持参し、または郵送して提出することとする。
- 3 代理人が請求書を持参し、または郵送するときは、請求書に請求人が自署するほか、代理人への委任状（様式第1号）を添付するものとする。

(請求書の受付)

第3条 監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）は、請求書が提出されたときは、請求書の記載事項および添付書類について確認を行い、それらに形式的な不備があるときは、補正を求めるものとする。

- 2 前項の補正については、請求書が持参して提出された場合は、その場で求めるものとし、その場での補正が困難な場合および郵送により請求書が提出された場合は、請求書の再提出を求めるものとする。
- 3 事務局職員は、請求を受け付けたときは、請求書に受付印を押印し、その写し1部を請求人に交付するものとする。
- 4 事務局職員は、複数の請求人から同一内容の請求（以下「共同請求」という。）を受け付けた場合において、代表者が選任されていないときは、当該共同請求に係る請求人に対し、代表者選任届（様式第2号）

により、代表者を届け出るよう求めることができるものとする。

- 5 前項の代表者選任届により代表者が届け出られた場合における請求人に対する通知等は、当該代表者を通じて行うものとする。

(陳述等に関する意向の確認)

第4条 事務局職員は、請求を受け付けたときは、請求人に対し、法第242条第7項に規定する証拠の提出および陳述に関する事項について、陳述等に関する意向確認書(様式第3号)により確認するものとする。

(請求の取下げ)

第5条 請求人は、監査委員の監査終了前においては、請求の全部または一部を取り下げることができる。

- 2 請求の取下げは、取下げ書(様式第4号)により申し出なければならない。
- 3 取下げられた請求の全部または一部については、初めから請求がなかったものとみなす。

(議会および市長への通知)

第6条 監査委員は、事務局職員が請求を受け付けたときは、直ちに請求の要旨を議会および市長に通知するものとする。

- 2 監査委員は、請求が取り下げられたときは、その旨を議会および市長に通知するものとする。
- 3 監査委員は、第9条第1項または次項の規定による受理の決定または却下の決定をしたときは、その旨を議会および市長に通知するものとする。

- 4 監査委員は、法第242条第5項の規定による監査および勧告(以下「監査結果」という。)の決定をしたときは、その旨を議会および市長に通知するものとする。

- 5 第13条第2項の規定は、前各項の通知に係る事項に準用する。

(請求人の当事者適格)

第7条 請求人は、法第242条第1項の規定により、函館市民であることを要する。

2 請求人は、民法上の行為能力者であることを要する。

(請求人の当事者適格の確認)

第8条 事務局職員は、請求を受け付けたときは、監査委員による要件審査を補助するため、あらかじめ請求人が函館市民であることおよび成年であることを住民票の写しにより確認するものとする。

2 事務局職員は、前項による方法で事実確認ができないときは、請求人に対し、その確認ができる書類の提出を求めることとする。

3 監査委員は、必要と認めるときは、請求人が民法上の制限行為能力者でないことを確認することができるものとする。

4 監査委員が前項の規定により、請求人の行為能力を確認する必要があると判断した場合において、事務局職員は、本籍地の市区町村で発行する身分証明書および登記されていないことの証明書により確認することとし、当該証明書の発行に関する委任状の提出を請求人に求めることができるものとする。

(要件審査等)

第9条 監査委員は、請求が必要な要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認められる場合は適法な請求として受理の決定をし、要件を満たしていると認められない場合は、不適法な請求として却下の決定をする。ただし、要件を満たしていると認められない場合で、請求の要件の不備を補正すれば受理が可能と認められるときは、期間を定めて請求人に対し補正を命令するものとする。

2 監査委員は、請求人が前項ただし書きの規定により補正を行い、要件を満たしたと認められるときは、当該請求を適法な請求として受理の決定をし、期間内に補正を行わず、または補正したが要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定をするものとする。

3 監査委員は、請求の受理の決定をしたときは、請求人に通知するとともに、法第242条第1項の請求に係る市長その他の執行機関または職員（以下「関係職員等」という。）に対して監査の実施を通知するものとする。

4 監査委員は、第1項または第2項の規定により不適法な請求として却下の決定をした場合は、請求人に理由を付して通知するものとする。

5 第13条第2項の規定は、第3項の関係職員等に対する通知に係る事項に準用する。

(証拠の提出および陳述)

第10条 法第242条第7項に規定する証拠の提出および陳述については、別に定める住民監査請求における証拠の提出および陳述に関する取扱基準（平成13年1月25日制定）により実施するものとする。

(監査結果の通知等)

第11条 監査委員は、監査結果の決定に従い、次のとおり処理するものとする。

(1) 請求に理由がないと認めるときは、理由を付して請求人および関係職員等に通知するとともに、これを公表するものとする。

(2) 請求に理由があると認めるときは、議会または関係職員等に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告し、当該勧告の内容を請求人に通知するとともに、これを公表するものとする。

(3) 請求に基づく監査を実施した結果、不適法な請求として却下の決定をしたときは、理由を付して請求人および関係職員等に通知するとともに、これを公表するものとする。

2 監査委員は、請求に基づく監査を実施した場合において、必要があると認めるときは、合議により当該監査の結果に意見を付することができるものとする。

3 第13条第2項の規定は、第1項各号の関係職員等に対する通知に係る事項に準用する。

(講評)

第12条 監査委員は、監査結果を決定したときは、監査の対象事項を所管する部局等の長に対し、講評を行うものとする。

(監査結果等の公表)

第13条 第11条第1項各号および次条に規定する公表については、函館市公告式条例（昭和25年函館市条例第24号）の例によるほか、

函館市監査等の結果等の公表に関する要領（令和２年３月１６日制定）により行うものとする。

- 2 前項の公表にあたっては、請求人の住所および氏名を非公表とする。
（合議不調の場合の取扱い）

第14条 監査委員は、法第２４２条第１項の規定による合議により監査結果を決定することができないときは、その旨を議会、市長、請求人および関係職員等に通知するとともに、これらを公表するものとする。

- 2 前条第２項の規定は、前項の通知に係る事項に準用する。
- 3 前条各項の規定は、第１項の公表に係る事項に準用する。
（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 住民監査請求における請求人の当事者適格の確認に関する取扱基準（平成１３年１月２５日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の要領の規定に基づき提出されている様式は、この要領による改正後の要領の規定に基づき提出された様式とみなす。
- 3 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の要領の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。
- 4 この要領の施行の際民法の一部を改正する法律（平成３０年法律第５９号）附則第２条第３項の規定または同法附則第３条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の民法

（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされる者については，改正後の要領の規定にかかわらず，なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

委 任 状

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代 理 人 住所
氏名

記

住民監査請求に係る請求書および添付書類の提出に関する一切の件

年 月 日

函館市監査委員 様

請求人 住所
氏名（自署）

（備考）請求人の氏名は自署（視覚障害の方が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。）してください。

様式第2号（第3条関係）

代 表 者 選 任 届

次の者を代表者として選任し、 年 月 日付けで提出した函館市職員措置請求に係る下記の事項を委任します。

代表者 住所
 氏名

記

- 1 補正についての通知
- 2 受理・却下についての通知
- 3 地方自治法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出および陳述の機会についての通知
- 4 監査結果についての通知

年 月 日

函館市監査委員 様

請求人 住所
 氏名（自署）

（以下、同様に、請求者全員を記入追加してください。）

（備考）請求人の氏名は自署（視覚障害の方が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。）してください。

様式第3号（第4条関係）

陳述等に関する意向確認書

1 地方自治法第242条第7項に規定する証拠の提出および陳述に関すること

監査委員は、請求人に請求の要旨を補足させるため、証拠の提出および陳述の機会を与えなければならないとされています。

(1) 証拠提出の機会の付与を希望しますか。

[1 希望します。 2 希望しません。]

(2) 陳述を希望しますか。

[1 希望します。 2 希望しません。]

2 陳述を行う際の傍聴に関すること

請求人の陳述を行うときは、公開することとしていますが、請求人が公開を求めない場合は非公開とすることができます。

請求人の陳述について、公開しても差し支えありませんか。

[1 ありません。 2 あります。]

※ 陳述を公開で行う場合は、請求人の個人情報公になる可能性があります。

※ 請求人が公開することを差し支えないとしても、監査委員が必要と認める場合は非公開とすることがあります。

年 月 日

函館市監査委員 様

請求人 住所

氏名（自署）

（備考）請求人の氏名は自署（視覚障害の方が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。）してください。

様式第4号（第5条関係）

取 下 げ 書

年 月 日付で提出した函館市職員措置請求書について、
下記のとおり取り下げます。

記

取下げの範囲 全部または次に記載する部分

年 月 日

函館市監査委員 様

請求人 住所
氏名（自署）

（備考）請求人の氏名は自署（視覚障害の方が公職選挙法施行令別表第1
に定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。）してください。